計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 16 年度から平成 30 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{16} ＝ 0.045

Q_{17} ＝ 0.047
Q_{18} ＝ 0.046
Q_{19} ＝ 0.046
Q_{20} ＝ 0.046
Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.026
Q_{26} ＝ 0.025
Q_{27} ＝ 0.024
Q_{28} ＝ 0.0025

Q_{29} ＝ 0.0025
Q_{30} ＝ 0.00175

R_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から平成 30 年度

計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 15 年度から平成 29 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{15} ＝ 0.046
Q_{16} ＝ 0.045

Q_{17} ＝ 0.047
Q_{18} ＝ 0.046
Q_{19} ＝ 0.046
Q_{20} ＝ 0.046
Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.026
Q_{26} ＝ 0.025
Q_{27} ＝ 0.002
Q_{28} ＝ 0.0025

Q_{29} ＝ 0.0025

R_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 20 年度から平成 29 年度